

# 公共私連携（地域の共助組織のあり方）について

## 参考資料

- 第21回専門小委員会配付資料
- 地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査結果（抄）
- 中間報告（抄）

# これまでの地方制度調査会答申（抄）

## 第29次地制調 今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申（平成21年6月16日）

- 第1 市町村合併を含めた基礎自治体のあり方  
3 今後の対応方策  
(5) 「小さな自治」への対応

住民自治の強化や住民と行政との協働の推進などを目的として、第27次地方制度調査会の答申を踏まえ、地方自治法上の制度としての地域自治区や合併に際して設置される地域自治区等が制度化されたところである。

住民自治や住民と行政との協働については、それぞれの地域の自主的かつ多様な取組を基本として展開が図られるべきものであり、今後、地方自治法に基づく地域自治区については、地域の実情に応じて住民自治等を推進する仕組みとして、一層の活用が図られることが期待される。

（中略）

さらに、地域においては、コミュニティ組織、NPO等の様々な団体による活動が活発に展開されており、地域における住民サービスを担うのは行政のみではないということが重要な視点であり、地域コミュニティの活性化が図られることが期待される。

そのための方策としては多様なものが考えられるが、近年特に、地域のコミュニティ組織における経済活動がコミュニティの活性化の重要な要素となっているとの指摘を踏まえ、その実態等を勘案し、さらに必要な検討を行っていくべきである。

## 第31次地制調 人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申（平成28年3月16日）

- 第1 基本的な考え方  
2 地方行政体制のあり方  
(3) 各主体の役割  
③地域コミュニティを支える主体の役割

地域コミュニティは、住民の参加の下、自治会・町内会等のコミュニティ組織やNPO等の様々な団体の活動が支えており、公共サービスを支える観点も含め、人口減少社会においてそれらの役割はますます重要となる。

こうした地域コミュニティを支える主体の組織のあり方、その自立的な運営のあり方、企業のコミュニティへの参加のあり方等について、大都市のように現状ではコミュニティ意識が希薄な地域と、コミュニティ意識は高いが人口減少によりそれを支える資源が縮小している地域とでは問題の所在が異なることを踏まえ、引き続き検討が必要である。

# 地域運営組織の実態

## 地域運営組織とは

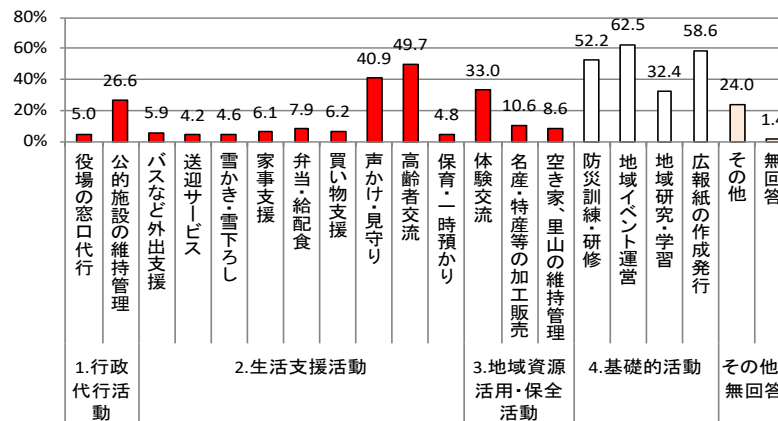
地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織

## 活動実態（平成30年度 総務省調査（全市区町村対象 1,722市区町村回答））

- 組織数：4,787組織（711市町村） [平成29年度 4,177組織（675市町村）]  
※地域運営組織が存在しない市町村でも約85%が必要性を認識
- 活動範囲：主に小学校区の範囲で活動
- 組織形態：約86%が法人格を持たない任意団体、次いでNPO法人が約5%
- 活動拠点：約90%が拠点を有しており、このうち約69%が公共施設を使用
- 活動内容：高齢者交流サービス、声かけ・見守りサービス、体験交流事業、公的施設の維持管理など多様
- 収入源：市町村からの補助金、構成員からの会費、公的施設の指定管理料、利用者からの利用料など
- 課題：人材（担い手、リーダー、事務局）の不足、活動資金の不足、地域住民の当事者意識の不足など

※ まち・ひと・しごと創生総合戦略におけるKPI  
平成32年度 5,000組織

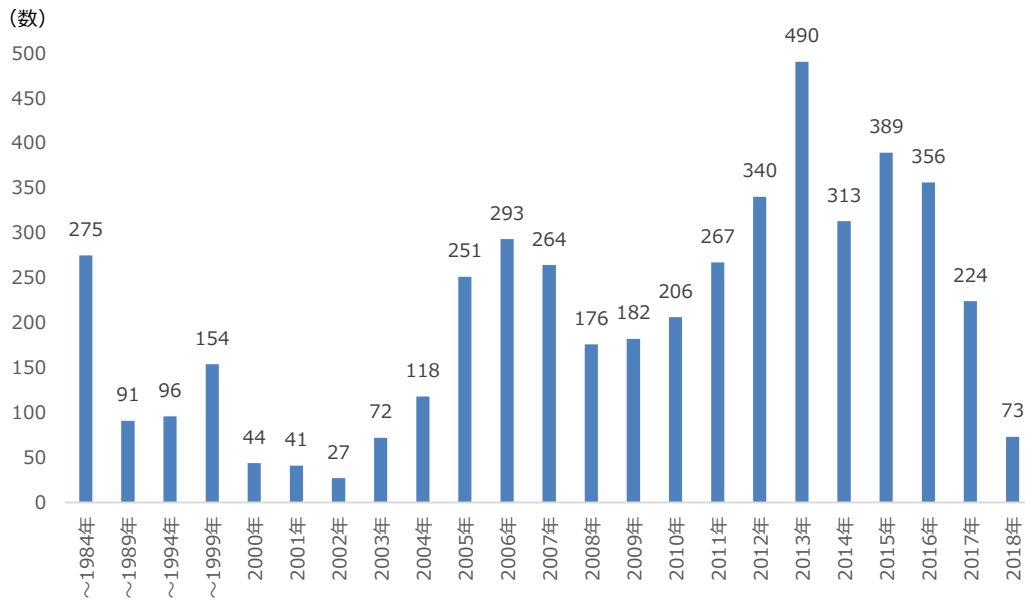
問1-6活動内容



# 平成30年度「地域運営組織の形成及び持続的な運営」に関する調査

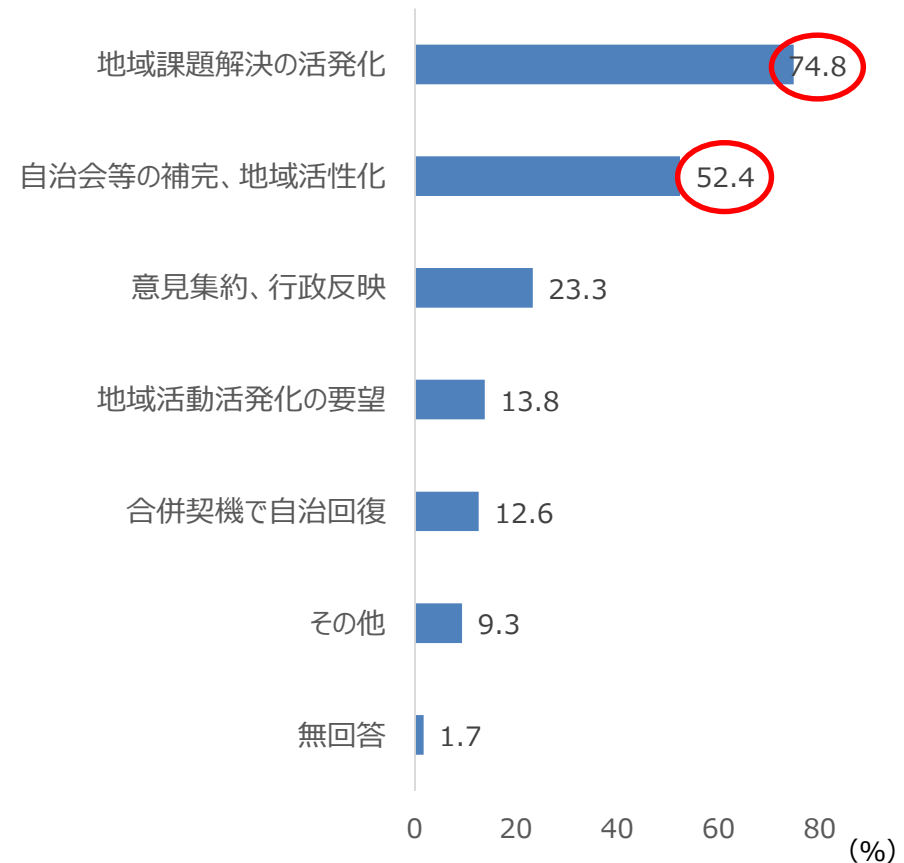
## ◆ 地域運営組織の設立時期

地域運営組織は、平成16年（2004年）頃から設立数が増加。この時期は、市町村合併が多数なされた時期と重なっており、市町村合併を契機に地域運営組織の重要性が高まったものと考えられる。



## ◆ 地域運営組織の設立目的

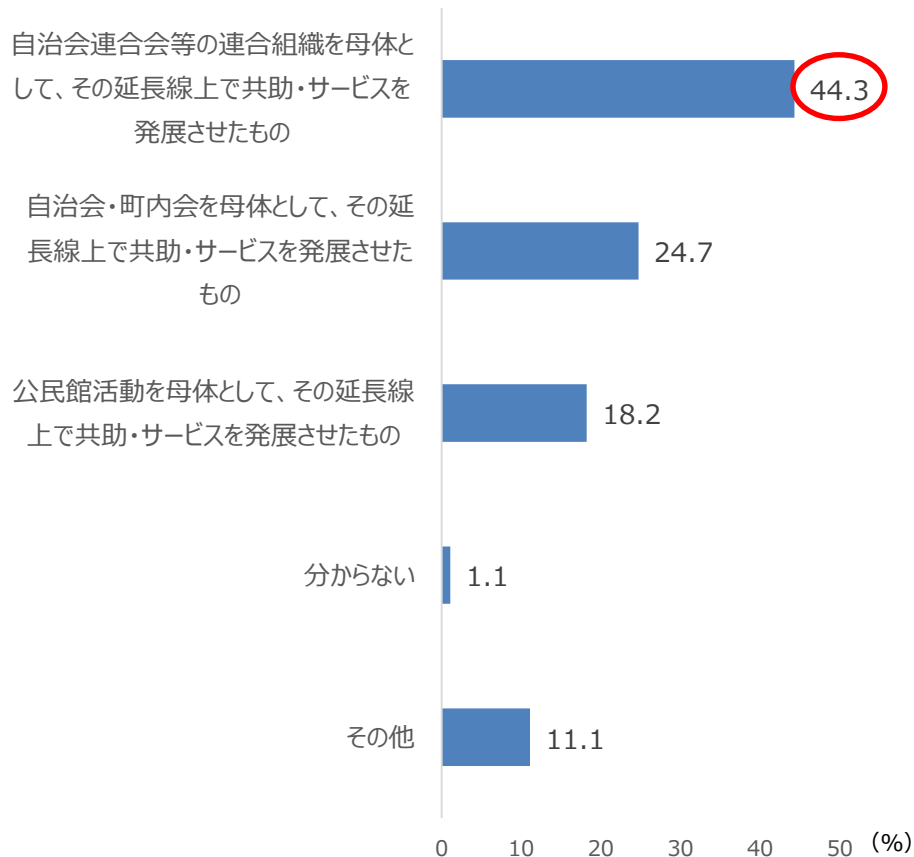
地域運営組織の設立目的としては、「身近な生活課題を地域住民自らが解決する活動を活発にするため」（74.8%）が最も多くなっており、次いで「自治会・町内会の活動を補完し、地域活性化を図るため」（52.4%）となっている。



# 平成30年度「地域運営組織の形成及び持続的な運営」に関する調査

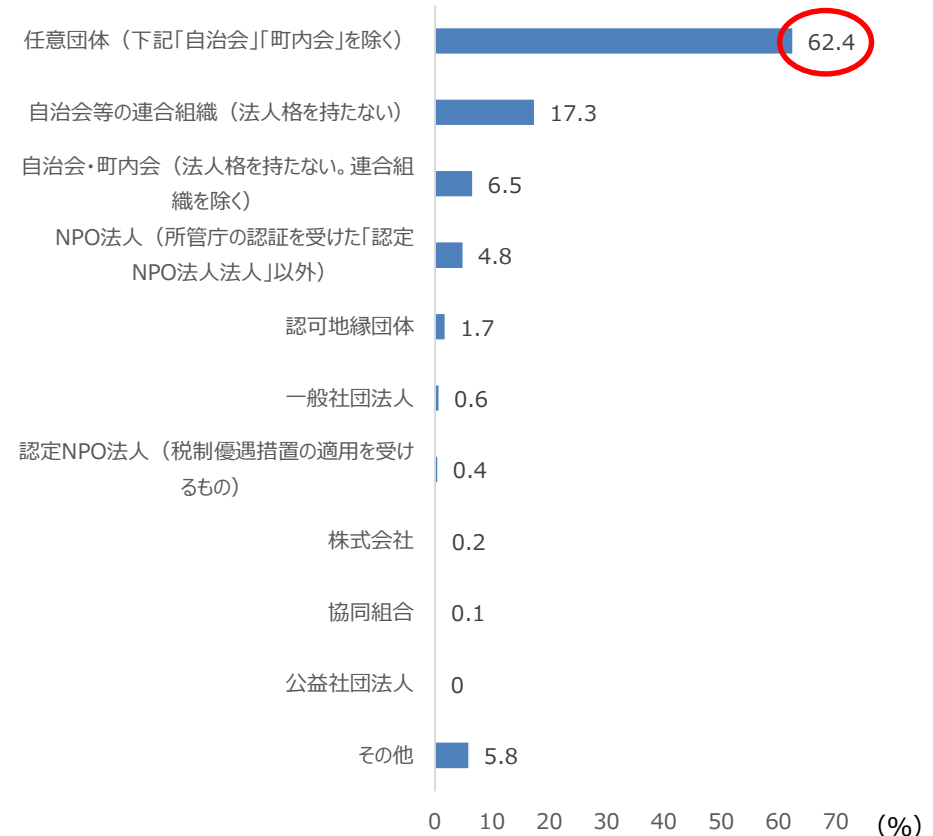
## ◆ 地域運営組織の母体

「既存組織を見直し、新たに地域運営組織の機能を追加」することで設立した組織については、「自治会・町内会の連合組織を母体として、その延長線上で共助・サービスを発展させたもの」(44.3%)が多くなっている。



## ◆ 地域運営組織の組織形態

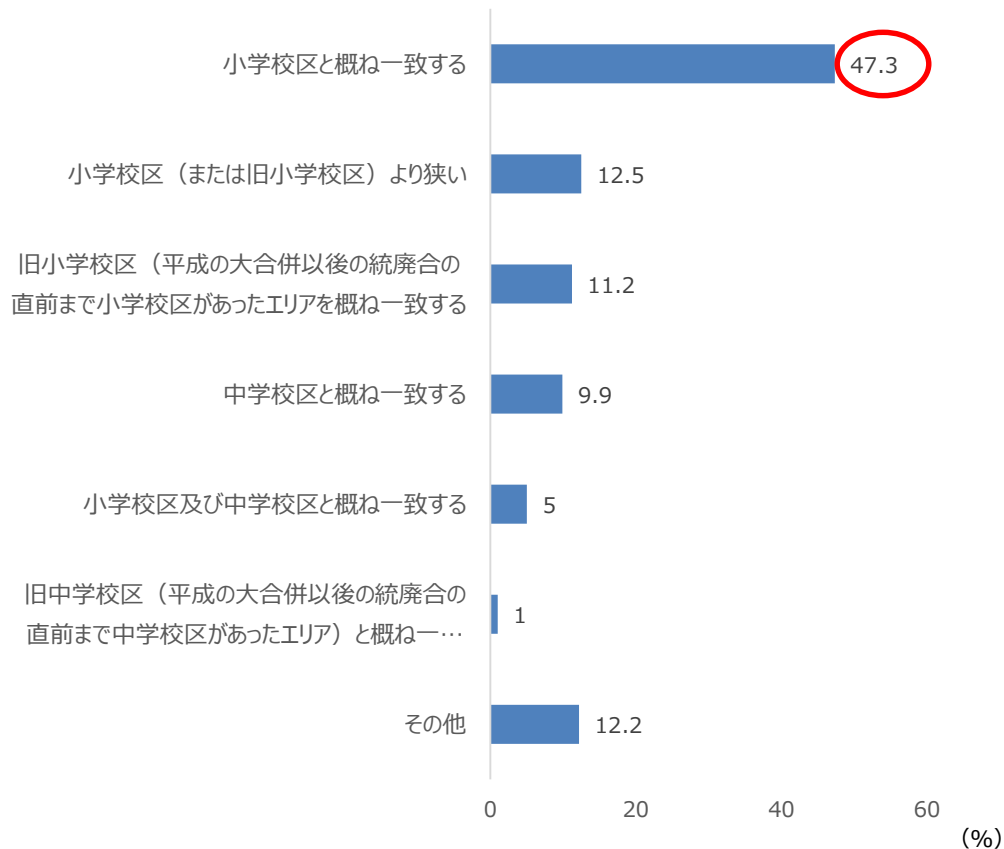
「任意団体（自治会・町内会及びその連合組織を除く）」(62.4%)が最も多くなっており、「自治会・町内会の連合組織（法人格を持たないもの。）」(17.3%)、「自治会・町内会（法人格を持たないもの。連合組織を除く。）」(6.5%)を加えると、86.2%が法人格を持たない任意団体となっている。



# 平成30年度「地域運営組織の形成及び持続的な運営」に関する調査

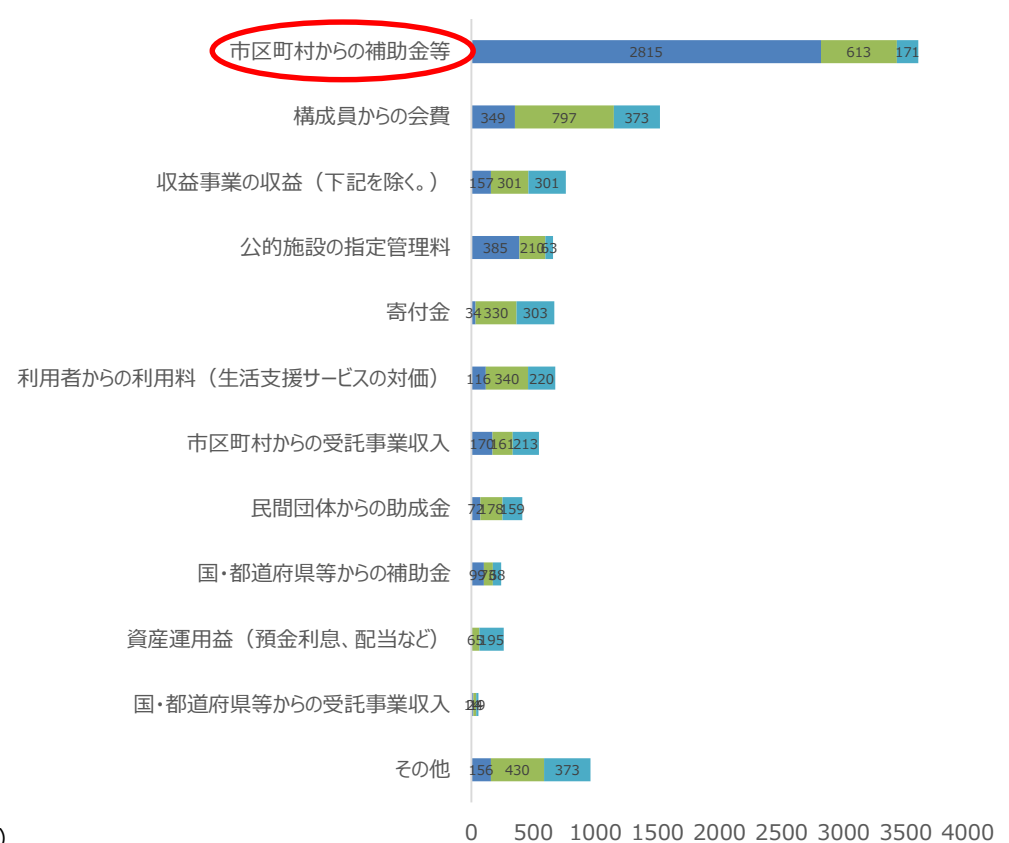
## ◆ 地域運営組織の活動範囲

活動範囲と学区との関係については、「小学校区と概ね一致する」(47.3%) が最も多くなっている。



## ◆ 地域運営組織の主な収入源

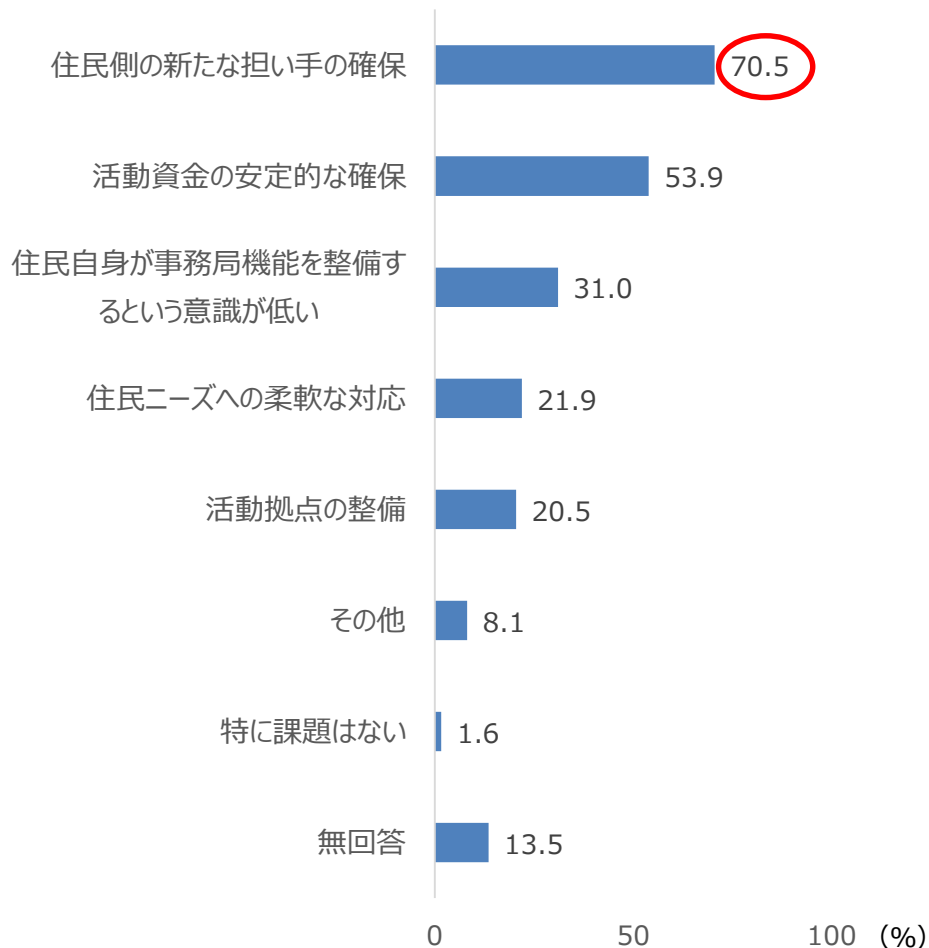
収入源としては、「市区町村からの補助金等」が最も多くなっている。一方、「受託事業収入」、「収益事業の収益」等の事業収入は少ない。



# 平成30年度「地域運営組織の形成及び持続的な運営」に関する調査

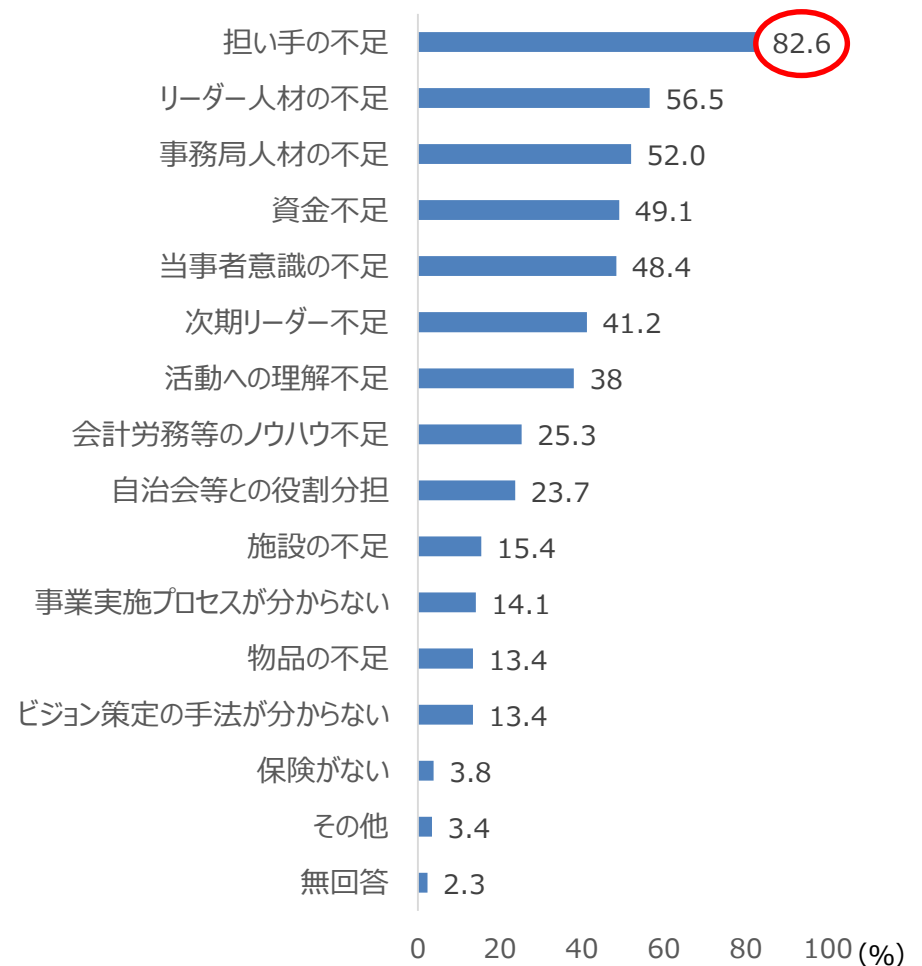
## ◆ 市町村が感じている地域経営への課題

地域運営について行政側が感じている課題認識としては、「住民側の新たな担い手の確保」が70.5%、「活動資金の安定的な確保」が53.9%、「住民自身が事務局機能を整備するという意識が低い」が31.0%であった。



## ◆ 地域運営組織が感じている活動上の課題

各組織における活動上の課題については、「担い手の不足」が82.6%を占め、最も多く、次いで「リーダー人材の不足」(56.5%)、「事務局人材の不足」(52.0%)、「資金不足」(49.1%)であった。



# 認可地縁団体制度の概要（地方自治法第260条の2）

## 1. 制度の概要

### （1）地縁による団体

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体

### （2）認可を受けた地縁による団体の権利能力

法律上の権利義務の主体となり、認可地縁団体は法人格を有し、土地、集会施設等の不動産を団体名義で登記できる。  
また、団体の活動に資する財産を団体名義で所有、借用できる。

### （3）市町村長による認可要件

- ① その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること
- ② その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること
- ③ その区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること
- ④ 規約を定めていること

※ 規約に定める事項（法律で義務付けられているもの）

目的、名称、区域、事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項

## 2. 認可状況

平成30年4月1日現在：51,030団体（全国の市町村の85%に所在） ※参考：地縁団体数296,800 団体（総務省調べ）

## 3. 主な特徴

### （1）保有財産

○地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等\*を保有しているか、保有する予定があることが認可の前提

※不動産又は不動産に関する権利等とは、

- ① 不動産登記法第3条各号に掲げる登記することができる権利（土地、建物の所有権、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、貸借権、採石権）
- ② 立木の所有権、抵当権
- ③ 登録を要する金融資産（国債、地方債、社債）
- ④ ①～③のほか地域的な共同活動に資する資産（例えば、地縁による団体が地域社会の維持形成のため、当該区域において実施する除雪のための車両、福祉の用に供する車両又は警備の用に供する車両や船舶等）



### 3. 主な特徴（つづき）

#### （2）構成員

- 区域に住所を有する全ての個人は構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。なお、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- 構成員は個人のみが対象であり、団体は構成員となることができない。なお、団体の意思決定への参加や直接の活動は行わないものの、規約等に「賛助会員」として位置付け、その活動に参加することは可能であると考えられる。

#### （3）総会等

- 総会は団体の最高意思決定機関であり、すべての構成員をもって構成されるものである。なお、総会を度々招集することは実際にはきわめて困難であることから、規約に定めることにより、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することができる。

#### （4）活動内容

- 地方自治法上、目的や事業に特段の制限はなく、規約に定めた範囲で活動できる。  
活動例：区域における集会施設の維持・管理、清掃等の環境整備活動、寝たきり老人への慰問等の社会福祉活動、スポーツ大会、レクリエーション活動、防災・防火活動、交通安全・防犯活動等

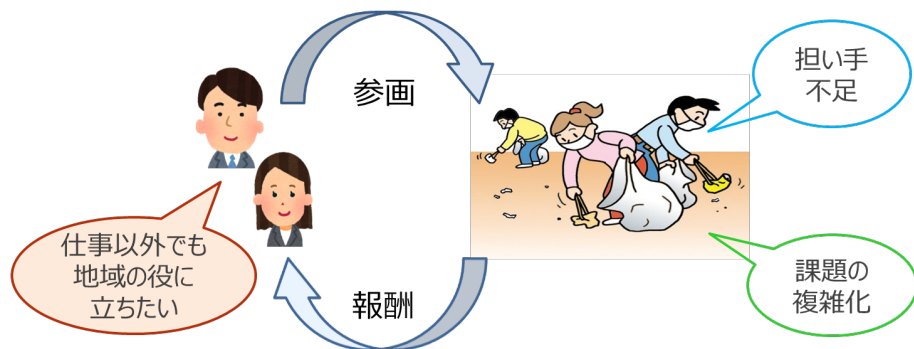
#### （5）作成すべき書類

- 地方自治法上、作成が義務付けられているものは財産目録のみであるが、事業計画・事業報告及び予算・決算は団体にとって重要事項であるから、規約に定めて作成することが適当である。

# 地方公務員による地域活動従事～地域貢献応援制度（兵庫県神戸市）～

## 「地域貢献応援制度」導入の経緯

- 平成29年4月より、「営利企業への従事等の許可」（地方公務員法第38条）の運用形態の一つとして導入。
- 制度設計の背景には、地域団体やNPO等において、高齢化等に伴い、担い手不足が進んでいることがある。
- 市の職員が、知識・経験等を活かして市民の立場で、地域における課題解決に積極的に取り組むことを後押しすることを目的としている。



## 制度利用累計 6件



### 活動内容：須磨海岸での障害者支援活動

須磨海岸を皆が気軽に楽しめるユニバーサルビーチにすることを目的に、NPO法人を設立。運営側の立場からみても、ボランティア＝無償ではなく対価を得るという形で評価できる。この制度を利用して、神戸をよりよい街にしたいという志を持った市民活動家が一人でも増えてほしい。

## 「地域貢献応援制度」の許可要件

### 対象職員

- 一般職の職員
- 活動開始予定日において**在職6ヶ月**以上

赤字は平成30年12月以降に緩和した要件

### 対象活動

- 報酬等を得て行う、公益性の高い継続的な地域貢献活動
- 社会的課題の解決を目的とし、**神戸市内外問わず**地域の発展・活性化に寄与する活動

### 要件審査

- 勤務成績が良好
- 勤務時間外、週休日及び休日の活動
- 許容できる範囲の報酬
- 過去5年以内に活動する団体との契約、補助、指導、処分を行う職に就いていない
- 営利を主目的とした活動でない

### 活動内容：手話通訳活動

手話を必要とする市民が来庁されたことを機に手話を学び始め、より多くの人の役に立ちたいという思いから、NPO法人へ手話通訳者として登録。

手話通訳活動を行うと報酬が出るため、活動を躊躇していたが、地域貢献応援制度の利用で安心して活動できている。

### その他の事例

- NPOによる農村地域の古民家の利活用調査
- 農会におけるJA等関係団体との調整
- 産後ケアトレーニング教室の開催
- スポーツ推進委員（他自治体）



# 地方公共団体における民間企業との人的交流について

## 地方公共団体 → 民間企業

### 研修派遣

地方公務員法第39条に規定する研修の一環として、民間企業に職員を派遣

- 身分：地方公務員
- 給与負担：地方公共団体が負担
- 服務規律：地方公務員法上の服務規定が適用

### 「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づく派遣

#### ① 公益的法人等への職員派遣 (地方公務員の身分を有したまま、対象法人へ派遣)

- 身分：地方公務員
- 給与負担：原則、公益的法人等が負担※  
※委託業務や共同業務に従事する場合は、地方公共団体の負担可
- 服務規律：地方公務員法上の服務規定が適用

#### ② 株式会社（地方公共団体出資）への職員派遣 (地方公共団体を一旦退職したうえで、対象法人へ派遣)

- 身分：派遣先の株式会社の従業員
- 給与負担：派遣先の株式会社が負担
- 服務規律：適用なし

## 民間企業 → 地方公共団体

### 研修派遣

各企業が実施する研修の一環として、地方公共団体に従業員を派遣

- 身分：民間企業の従業員
- 給与負担：民間企業が負担
- 服務規律：地方公共団体と民間企業との協定に基づく

### 任期付職員として採用

- 身分：地方公務員※  
※任命権者の許可を受けることで、派遣元民間企業の従業員としての身分を併せ持つことが可能（地方公務員法第38条）
- 給与負担：地方公共団体が負担
- 服務規律：地方公務員法上の服務規定が適用

### 非常勤職員として採用

- 身分：地方公務員※  
※任命権者の許可を受けることで、派遣元民間企業の従業員としての身分を併せ持つことが可能（地方公務員法第38条）
- 給与負担：地方公共団体が負担
- 服務規律：地方公務員法上の服務規定が適用※  
※特別職の非常勤職員として採用された場合は、適用なし

# 地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査結果（抄）

（調査基準日：原則として平成30年4月1日）

## 1. 名称別地縁団体総数の状況

市町村（特別区を含む。以下同じ。）が把握している地縁団体総数及び名称別内訳は、表1のとおり。

表1 (単位：団体、%)

区分	自治会	町内会	町会	部落会	区会	区	その他	合計
団体数	131,679	67,869	17,937	4,960	3,426	37,098	33,831	296,800
構成比	(44.4)	(22.9)	(6.0)	(1.7)	(1.2)	(12.5)	(11.4)	(100.0)

(注)構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため合計しても100とならない。

## 2. 年度別認可地縁団体総数の状況

地方自治法（以下「法」という。）第260条の2第2項に定められた要件に該当する地縁団体の代表者が、市町村長に認可を申請し、市町村長はこの要件に該当していると認めるときは認可することとなり、また、法第260条の2第14項により、認可地縁団体が所定の要件を欠くこととなった等の場合には、当該市町村長はその認可を取り消すことができることとされている。

平成25年度以降の各年度の末日時点における認可地縁団体総数等は、表2のとおり。

表2 【参考】 (単位：団体、%)

区 分	平成20年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認可地縁団体総数	37,297	45,612	47,065	48,453	49,734	51,030
(対前年度増加率)	(4.9)	(3.6)	(3.2)	(2.9)	(2.6)	(2.6)
当該期間中の認可団体数	1,721	1,578	1,466	1,395	1,292	1,308
当該期間中の認可取消団体数	32	11	13	7	11	12

(注)「認可地縁団体総数」は、各年度の末日時点における認可地縁団体総数である。

【参考】都道府県別、地縁による団体及び認可地縁団体数の状況

都道府県名	自治会等 地縁団体数(A)	(A)のうち 認可地縁団体数	都道府県名	自治会等 地縁団体数(A)	(A)のうち 認可地縁団体数
北海道	15,698	1,002	滋賀県	3,623	1,104
青森県	3,566	504	京都府	3,393	808
岩手県	3,932	480	大阪府	12,281	892
宮城県	4,643	474	兵庫県	10,729	1,974
秋田県	5,524	926	奈良県	4,024	577
山形県	4,410	1,568	和歌山県	3,879	698
福島県	4,926	994	鳥取県	2,745	711
茨城県	13,421	898	島根県	6,388	1,042
栃木県	4,567	763	岡山県	11,371	1,564
群馬県	4,294	725	広島県	7,113	987
埼玉県	7,219	809	山口県	7,288	1,124
千葉県	10,122	1,210	徳島県	5,452	123
東京都	9,129	1,071	香川県	6,354	1,341
神奈川県	7,261	1,306	愛媛県	6,576	658
新潟県	8,914	2,444	高知県	5,002	387
富山県	4,636	1,234	福岡県	10,204	2,258
石川県	4,027	950	佐賀県	2,563	1,251
福井県	3,834	921	長崎県	4,551	1,183
山梨県	2,558	327	熊本県	5,357	1,679
長野県	6,854	1,532	大分県	4,281	1,206
岐阜県	7,493	1,301	宮崎県	3,351	995
静岡県	6,208	1,834	鹿児島県	7,404	1,844
愛知県	13,331	1,624	沖縄県	1,061	368
三重県	5,243	1,339	全国	296,800	51,030

### 3. 目的別認可地縁団体数の状況

法第260条の2第2項第4号において、地縁団体が認可を申請する際には、当該地縁団体の目的等を掲げた規約を定めていることが必要であり、その目的には、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことが求められている。

認可地縁団体を規約に定められた目的別に分類すると、表3のとおり。

表3(複数回答あり)

(単位:団体、%)

区 分	団体数	(割合)
住民相互の連絡(回覧版、会報の回付等)	6,197	(88.0)
集会施設の維持管理	5,569	(79.1)
区域の環境美化、清掃活動	5,987	(85.1)
道路、街路灯等の整備・修繕等	1,170	(16.6)
防災、防火	3,006	(42.7)
交通安全、防犯	2,418	(34.4)
盆踊り、お祭り、敬老会、成人式等の行事開催	1,984	(28.2)
スポーツ・レクリエーション活動	1,972	(28.0)
文化レクリエーション活動	2,295	(32.6)
慶弔	481	(6.8)
独居老人訪問等社会福祉活動	935	(13.3)
行政機関に対する要望、陳情等	945	(13.4)
その他	2,080	(29.5)

(注)「割合」は、平成25年度から平成29年度までの間に認可された地縁団体に対する割合である。



## 4. 認可地縁団体の認可時における構成員数の規模別地縁団体数等の状況

法第260条の2第2項第3号において、地縁団体の認可要件の一つとして「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること」とされている。

認可地縁団体の認可時における構成員数の規模別認可地縁団体数及び加入率別内訳の状況は、表4のとおり。

表4

(単位:団体)

区 分	認可地縁 団体数	加入率別内訳			
		50%未満	50～70%	70～90%	90～100%
50人未満	919	85	71	162	601
50人以上～ 100人未満	1,194	49	128	283	734
100人以上～ 300人未満	2,265	61	239	645	1,320
300人以上～ 500人未満	912	28	177	312	395
500人以上～1,000人未満	945	36	237	358	314
1,000人以上	692	26	229	266	171
合 計	6,927	285	1,081	2,026	3,535

(注)

- 1 資料の滅失等により、認可当時の規模及び加入率が不明な団体があるため、平成25年度から平成29年度までの認可件数とは一致しない。
- 2 「加入率」は、区域内の住民総数に対する認可地縁団体の認可時における構成員数の割合である。

## 5. 保有資産別認可地縁団体数の状況

市町村長の認可を申請する地縁団体の代表者は、不動産又は不動産に関する権利等を保有している団体にあつては保有資産目録を、申請時にこれらの不動産等を保有することを予定している団体にあつては保有予定資産目録を申請時には備えておく必要がある。

認可地縁団体の保有資産目録及び保有予定資産目録に記載されている保有資産別の認可地縁団体数を見ると、表5のとおり。

表5(複数回答あり) (単位:団体、%)

区 分	団体数	(割合)
土地の所有権	5,339	(75.8)
土地の賃借権	297	(4.2)
建物の所有権	4,733	(67.2)
建物の賃借権	47	(0.7)
立木の所有権	117	(1.7)
立木の抵当権	6	(0.1)
国 債	14	(0.2)
地方債	0	(0.0)
社 債	5	(0.1)
その他	463	(6.6)

(注)「割合」は、平成25年度から平成29年度までの間に認可された地縁団体数に対する割合である。



### 第2 2040年頃にかけて求められる視点・方策

#### 2 2040年頃にかけて求められる方策

##### (1) ひとに着目した方策

##### ① 地域社会を支える人材の育成

###### イ 産業・地域の担い手育成

地域課題の解決には、地域のキーパーソンとなるリーダーや地域活動、NPO、ボランティア等の地域社会の暮らしの支え手を育成するための多様な交流・学習機会の提供も重要である。とりわけ、条件不利地域の農山漁村や今後高齢化が急速に進む地域においては、地域を支える人材の確保や産業・生活支援を行う多様な運営組織を育成する必要がある。

##### ④ 組織の枠を越えた連携

###### ア 公共私による課題解決

地域の住民がやりがいや生きがいを感じながら地域活動に取り組み、生活の質を高められるようにすることが重要である。共助の力を育み、住民同士が助け合える持続可能な地域社会を実現する必要がある。

地方公共団体においては、地域課題の解決に向けて多様な住民が継続的に活動するための仕組みや、人材や財源の確保へ向けた支援、関係者の調整の場づくり、とりわけ組織の立ち上げ時におけるサポート等が求められる。地域のつながりによって課題解決を図るコミュニティ・リーダーを長期的に養成していくことが重要である。また、住民参加を促すため、例えば、金銭的報酬に限らないインセンティブのあり方も考えられる。

人口の流出入が活発な地域では、小中学校区等を単位として意識的に地域力を醸成していくことが重要になる。他方、地域のつながりが強い地域では、年齢や性別等に関わらず地域の多様な住民が参画できる、開かれた地域づくりを進めることが重要になる。

住民同士の助け合いのみならず、ソーシャルビジネスやシェアリングエコノミー、地域の住民・企業・行政に関するビッグデータを活用したサービスなど、多様な主体が従来になかった形で提供する新たなサービスを地域課題の解決に活用していくことも考えられる。

### イ 行政と民間の交流

行政と民間がともに希少な人材を困り込むのではなく、所属する組織の壁を取り払い、多様な人材が多様な場で力を発揮できるようにする必要がある。

住民が専門職と連携しながら高齢者の生活支援に携わる仕組みの構築や、地方公共団体による専門性を有する民間経験者の採用等、柔軟な人材確保の取組が求められる。一人が複数の役割を果たせるよう、副業・兼業あるいは「複業」等の柔軟な働き方を積極的に進める必要がある。

地域の実情を把握し、行政実務や政策に通じた地方公務員やその経験者が地域活動に従事すること、また、地方公共団体が、公共部門にはない機動性や資源、ノウハウを有する地域内外の企業、NPO、住民等の多様な主体と連携することが重要である。

そのため、地方公共団体には、地域課題を多様な主体と共有し、課題解決に取り組もうとする主体とのつながりを形成して、連携をコーディネートする機能が求められる。

### ウ 災害時における公共私のあるあり方

大規模災害時には、地域の住民一人一人や地域コミュニティ、企業、NPO、ボランティア等の多様な主体が協力して助け合う必要性が極めて高くなる。高齢化が進み避難行動要支援者が増加する中で、公助による救助活動はもとより、自助・共助による防災活動や避難行動要支援者の避難支援がより重要になる。

平時から災害時を想定し、消防団と自主防災組織の連携など地域の防災力を強化する観点からも、地域においてどのようにその充実強化を図っていくかを、地域の住民をはじめ、多様な主体の間で議論を重ねておくことが重要である。

発災後は首長を核として、企業やNPO等を含めた関係機関に協力を求めながら、災害応急対策から復旧・復興に至るまで必要な体制を構築していくことが求められる。その際、膨大な業務に追われる行政と関係機関を結び付け調整するコーディネート機能が重要である。

### (2) インフラ・空間に関する方策

#### ③ 組織の枠を越えた連携

##### ア 公共私間の連携・協力

行政と民間が対等にそれぞれの強みを生かして連携・協力し、インフラを維持管理・更新していくことは、資源制約の下で、地域の魅力・活力向上のみならず、新たなビジネス機会の創出にもつながる。

国及び地方公共団体には、民間との対話の場づくりや規制の柔軟化、他の主体とのコーディネート、適正なインセンティブの付与等を通じて民間の力を最大限引き出すことが求められる。民間資金の調達や公共施設と民間施設の複合化等を通じて、インフラの維持管理に必要な財源を調達することができるよう、発想を転換することも重要である。

多様なニーズを有する住民参画のプロセスを組み込むことは、住民が集う魅力ある公共空間の形成や住民意識の醸成にも寄与する。

行政と民間の連携は、既存ストックを有効活用する観点からも有用である。都市のスポンジ化に対しては、補助金等による行政主導の対応から、民間主導の持続可能な取組を行政が支援する方向に進めていく必要がある。

##### イ 暮らしを支える生活機能の拠点づくり

高齢者等の交通弱者を含め誰もが、徒歩や公共交通の利用だけでも、医療や介護、買い物、金融等の生活ニーズを満たすことのできる空間を形成することが求められる。農山漁村的地域を中心に、公民館等の地域コミュニティの拠点を核として生活機能を集約した「小さな拠点」を公共私一体となって形成していくことが必要である。

拠点となる施設や、各集落と拠点をネットワークで結ぶコミュニティ交通等の生活に密接したインフラについては、住民がサービスの受け手にとどまらず、管理や運営に参画することで、きめ細やかで持続可能な生活基盤の確保が可能となる。